平成２２年（フ）第６４１号
岡山市北区岩井宮裏３番15号　ラ・モール205号
債務者　正垣　宗男
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
長野県佐久市佐久平駅北11番地２　エクセリーナ浅間605、前住所長野県小諸市相生町２丁目２番27号
債務者　井上　浩
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第６７２号
栃木県宇都宮市平出町3775番地５　メイプルヒル102
債務者　藤川　一紀
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８９号
栃木県宇都宮市元今泉２丁目38番22号　ＪＲアパートＤ―206
債務者　酒澤　祐子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７００号
栃木県栃木市大平町伯仲1912番地
債務者　小林　禮子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０４号
栃木県宇都宮市南大通り１丁目10番12号　三博マンションＣ棟402号室、前住所栃木県宇都宮市泉町３番９号　鳳州ハイツ205号室
債務者　諸山　洋美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０５号
栃木県大田原市浅香３丁目3578番地708　川上コーポ205号、前住所栃木県大田原市福原61番地
債務者　紺野　秀子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１５号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目16番24号　第２みなもと荘101
債務者　石渡　厚司
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
長野県小諸市大字和田838番地６　甘利ホーム１号
債務者　山内　純子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第７６号
島根県出雲市大島町1032番地３
債務者　間島　清司
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第５１７号
静岡県浜松市東区将監町27番地の４　花水木荘103
債務者　植野　忠幸
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
静岡県磐田市豊島1488番地８
債務者　大石　幸枝
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

財産状況報告集会等期日変更

平成２２年（フ）第２４号
和歌山県新宮市磐盾１番14号　ホンダＳＫ内
破産者　原野　浩美
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日を平成22年11月22日午後１時に変更する。
平成22年９月24日
和歌山地方裁判所新宮支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第９４９号
栃木県宇都宮市下田原町1581番地
破産者　森　幹夫
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０１０号
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目15番15号
破産者　勧工建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係